

●香川県広域水道企業団告示第12号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第1項の規定により、香川県広域水道企業団の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関及び収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関を次のとおり定めた。

平成30年香川県広域水道企業団告示第10号（出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定）は、廃止する。

令和2年4月17日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

区分	名称	指定年月日
出納取扱金融機関	株式会社百十四銀行	令和2年4月1日
収納取扱金融機関	株式会社みずほ銀行 株式会社三菱UFJ銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社中国銀行 株式会社阿波銀行 株式会社伊予銀行 株式会社四国銀行 三井住友信託銀行株式会社 株式会社徳島大正銀行 株式会社香川銀行 株式会社愛媛銀行 株式会社高知銀行 高松信用金庫 観音寺信用金庫 香川県信用組合 四国労働金庫 香川県信用農業協同組合連合会 香川県農業協同組合 香川県信用漁業協同組合連合会 株式会社ゆうちょ銀行	令和2年4月1日